

## 緊急構造計算書偽装問題対策事業に係る利子負担相当分の助成について

構造計算書偽装問題に係る危険な分譲マンションの建替え後のマンションを取得するために新たに住宅ローンを借り入れる者に対し、利子負担相当分の助成を行う。(地域住宅交付金の提案事業を活用)

### 1. 基本的考え方

- 所得や生活再建の困難度に応じた支援
- 災害時における公庫融資（金利特例）、利子補給制度等との均衡
- 生活再建に必要な水準の助成（住戸面積(70㎡)相当を上限とし、それに対応した借入額 2000 万円の利子負担相当分を上限)

### 2. 助成額

所得		考え方	金利引き下げ幅 *平成 18 年 4 月 3 日現在	最大助成額 *2,000 万円借入の場合
①1,200 万円超		公庫災害復興住宅融資の金利まで低減(10 年間)	▲1.21% (3.21% → 2.00%) 今回の公庫の特例金利 公庫災害復興住宅融資金利	192 万円
②600 万円超 1,200 万円以下		所得に応じて①と③の間の額		192 万円～354 万円
③600 万円以下		公庫災害復興住宅融資の金利まで低減(35 年間)	▲1.21%(3.21% → 2.00%)	354 万円
特例 対象 者	④346 万円超 600 万円以下	所得に応じて③と⑤の間の額		354 万円～603 万円
	⑤346 万円以下	公庫災害復興住宅融資の金利まで低減(35 年間) + 阪神淡路大震災の利子補給制度	当初5年間: ▲3.21%(3.21%→無利子) 6～10年 : ▲2.21%(3.21%→1.00%) 11年～ : ▲1.21%(3.21%→2.00%)	603 万円

※住戸面積(70㎡)相当を上限とし、それに対応した借入額 2000 万円の利子負担相当分を上限とする。

※特例対象者：収入および資産の状況等から特に支援が必要な者。

### 3. 求償への協力

国及び地方公共団体による危険な分譲マンションの売主への求償への協力を条件とする。

# ○ 利子負担相当分助成概念図

助成額上限 (万円)

約 600

約 350

約 200

特例対象者

⑤

④

③

②

①

346

600

1200

所得 (万円)

603 万円

公庫災害復興住宅融資の金利まで低減 (35 年間)  
+ 阪神淡路大震災の利子補給制度

当初 5 年間 : ▲3.21% (3.21% → 無利子)

6~10 年 : ▲2.21% (3.21% → 1.00%)

11 年~ : ▲1.21% (3.21% → 2.00%)

354 万円

公庫災害復興住宅融資の金利まで低減 (35 年間)  
▲1.21% (3.21% → 2.00%)

192 万円

公庫災害復興住宅融資の金利まで低減 (10 年間)  
▲1.21% (3.21% → 2.00%)

今回の公庫の特例金利 : 3.21%

公庫災害復興住宅融資金利 : 2.00%

\* 平成 18 年 4 月 3 日現在

## ■ 所得要件の考え方

1200万円 (給与収入1442万円) 以下 : 公庫融資基準金利適用対象者の収入要件

600万円 (給与収入800万円) 以下 : 公庫融資限度額上限 (融資率 8 割) の適用対象者の要件 及び  
被災者生活再建支援制度における支援対象者の収入要件

346万円 (給与収入500万円) 以下 : 被災者生活再建支援制度における支給額300万円の者の収入要件